

○上越教育大学科学研究費助成事業研究支援者取扱要項

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 平成27年3月24日

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学における科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の研究をより一層推進するため、当該研究の遂行に必要な非常勤職員の任用について必要な事項を定める。

(名称)

- 2 科研費の直接経費により任用する者の名称は、研究支援者とする。

(職務内容)

- 3 研究支援者は、科研費の研究遂行に当たり、その支援業務にのみ従事するものとする。

(任用条件)

- 4 研究支援者として任用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 原則として博士の学位を有する者又は博士の学位を有する者に相当する能力があると認められる者で、他の職に就いていない研究者（研究分担者を除く。）
 - (2) 大学院博士後期課程に在籍する学生
 - (3) 特殊な技術や熟練した技術を必要とする業務に従事し、当該研究を側面から支援することができる技術者

(任用期間)

- 5 任用期間は、当該会計年度における科研費の交付内定後から、当該年度の2月末日までの期間とする。ただし、継続課題については、年度当初から任用できるものとする。

(申請)

- 6 研究代表者又は研究費の配分を受けた研究分担者（以下「申請者」という。）は、研究遂行のために研究支援者が必要となる場合は、別記様式の科学研究費助成事業研究支援者雇用申請書を学長に提出するものとする。

(審査)

- 7 学長は、前項の申請があったときは、研究支援者を雇用することが適当であるかどうか審査を行い、適当であると判断したときは、承認する旨を申請者に通知するものとする。

(任用手続)

- 8 研究支援者の任用手続については、学長が別に定める。

(給与)

- 9 研究支援者の給与は、科研費の範囲内において学長が個別に決定するものとする。

(事務の処理)

- 10 研究支援者に関する事務は、研究連携課において処理する。

(その他)

- 11 この要項に定めるもののほか、研究支援者の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日）

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第6項関係）

科学研究費助成事業研究支援者雇用申請書

年 月 日

上越教育大学長 殿

研究代表者（又は研究分担者）氏名

科学研究費助成事業の研究遂行に必要なため、研究支援者を雇用いたしたく履歴書を添付の上、下記のとおり申請します。

記

1 研究種目

2 課題番号

3 研究課題名

4 研究支援予定者氏名

5 雇用の必要性

6 職務内容

（研究者・大学院博士後期課程学生・技術者）

7 勤務形態

任用期間 年 月 日から 年 月 日まで

勤務日

勤務時間

（注）1 研究代表者（又は研究分担者）氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。

2 職務内容の（ ）内は、不要なものを抹消する。